

請求人
(略)

広島市監査委員 佐 伯 克 彦
同 井 上 周 子

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

平成 25 年 7 月 4 日付けで提出のあった広島市職員に関する措置請求（以下「本件措置請求」という。）について、以下のとおり判断したので通知する。

第 1 請求の要旨

請求の対象事業としては、別紙事実証明（中国新聞平成 21 年 6 月 27 日朝刊）の通り、個人事務所及び駐車場に政務調査費を長期に渡り利用し続けた事は到底納得する事はできない。議員個人の資産形成につながる支出と言える。

詳細な事実については、前述の中国新聞記事によると、自由民主党・保守クラブに属する A 議員（元広島市議会議長）が、自身が社長を務める「B」という会社（現在も登記有）を立ち上げ、その会社と賃貸借契約を結んで、平成 20 年度に個人事務所の家賃（月 7 万円）及び駐車場賃料（月 2 万円）、計 9 万円を政務調査費として広島市から会派を通し交付を受けていた。平成 24 年度分の政務調査費の交付状況を公文書公開請求により確認したところ、平成 24 年度においても賃料として毎月 9 万円の交付を受けていたことからすれば、平成 21 年度から平成 23 年度も引き続き交付を受けていたものと思われる。A 議員と B という会社の関係において、請求人は多大な疑念を生じた為、その会社について約 1 ヶ月の調査を行った。その結果として第 1 に、会社としての登記は有るが実態がない。つまり、会社としての事業を長期に渡り停止している。第 2 に、政務調査費交付申請に係る請求書、領収書（公文書）等、A 議員本人の手書きで会派に提出していた。第 3 に、会社には事務員は置かず、備品、通信費等は殆ど使用していない。従って、会社そのものが全く体（てい）をなしておらず政務調査費を得るためだけの「ダミー会社」と位置付けた。議員自身が社長も務める会社を支出先とする事を想定した判断基準はないが、A 議員本人の私的財産である建物・駐車場に賃貸料を支払っている形となり、「事実上の公金の還流」と言える。

以上の事から、A 議員に支出した当該政務調査費は、議員個人の資産形成につながる不当な支出であるため、広島市長は不当利得返還請求権を行使し、会派に対し、499 万 5 千円（平成 20 年度～平成 24 年度・9 ヶ月×9 万円×1/2+51 ヶ月×9 万円相当）を広島市に返還させるよう強く求める。

尚、上記の文章の重要部分、政務調査費の「不適切な支出」については広島市議会政務調査マニュアル（平成 22 年 10 月）10 ページを参考されたい。

第2 監査委員の除斥

監査委員4人による協議の結果、永田雅紀監査委員及び安達千代美監査委員は、所属する会派が本件措置請求で問題とされている政務調査費の交付を受けていることから、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定に基づき、除斥とした。

第3 請求の受理

本件措置請求は、法第242条第1項所定の要件を具備するものと認め、平成25年7月10日に、同月4日付けでこれを受理することを決定した。

第4 調査

1 調査の実施

本件請求において請求人は「会社は政務調査費を得るためだけの「ダミー会社」であり、政務調査費から議員本人の私的財産である建物・駐車場に賃貸料を支払うことは議員個人の資産形成につながる不当な支出であるため、これに係る政務調査費の返還を求める」としている。

このことについては、平成22年3月31日付けで受理し、同年5月28日付け広監第70号「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）」で監査結果を通知した広島市職員に関する措置請求（以下「平成22年度監査請求」という。）におけるA議員に係る事務所賃借料・駐車場賃借料部分と実質的に同一の請求内容であると考えられる。

このため、会派に対し、平成22年度監査請求時の状況と現在の状況とに変わりがないかどうかについて文書回答を求めるとともに、請求人に対し、請求内容を補完する新たな証拠の提出の有無について文書回答を求めた。

なお、平成22年度監査請求時以降、広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例及び同条例施行規則並びに支出に当たっての判断基準を定めたマニュアルの内容については、本件請求の対象となっている事務所賃借料・駐車場賃借料に対する政務調査費の交付に係る変更は行われていない。

2 調査の結果

(1) 会派からの回答

文書回答により、平成22年度監査請求時の状況と現在の状況とに変わりがなことを確認した。

(2) 請求人からの回答

FAX及び電話により、新たな証拠の提出の意向がないことを確認した。

第5 本請求に対する判断

第4で述べたとおり、平成22年度監査請求時の状況と現在の状況とに変わりがなく、また、請求人からも新たな証拠の提出がなかったこと、さらに、現地周辺の状況についても特段の事情変更もないことから、本件請求内容については、平成22年度監査請求におけるA議員に係る事務所賃借料・駐車場賃借料部分と同一内容と判断した。

ところで、法第242条による住民監査請求については、一事不再理の原則により、同一人より同一事件についての同一内容の再監査の請求はできないものとされているが、請求人が別の住民である場合は、それぞれ別個の監査請求としてこれを受理するものの、その事実関係に関して、本請求と前回の請求との間で何ら変わる点がない場合は、「請求者が異なる以上『一事不再理』の原則を援用することはできないが、すでに行った監査の結果に基いて、請求に係る事実がないと認めるときは、その旨請求者に通知すれば足りる（昭和34年3月19日 自丁行発第37号 静岡県監査委員事務室長宛 行政課長回答）。」との行政実例がある。

これは、「すでに行った監査結果によって、後の請求に係る事実の有無を判断できる場合には更に再び帳簿の検査、関係人の調査等をせずに、すでに行った監査の結果に基いて請求人に通知しても、請求人の権利を不当に侵害したことになる」と趣旨であると判断できる。

よって、平成22年度監査請求の監査結果（「使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出であるとは認められない。」との結論に達し、請求を棄却した。）をもって本件広島市職員措置請求の監査結果とする。

なお、本件請求に係る政務調査費の支出及び当該支出に関する市長による不当利得返還請求権の不行使については、その請求が監査請求期間経過後のもので法第242条に定める住民監査請求の要件を満たさないと考えられる部分があるが、上記のように既に行った監査の結果に基づいて請求人に結果を通知するので、その点についての検討までは行わない。